

SEINENHOKORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N598
2020.12.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 東日本大震災に起因する事件の取り組み (宮城県気仙沼市)..... 東 忠宏
いわき市民訴訟—強制避難区域外の原因事故被害..... 坂田洋介
大阪入管職員によるトルコ人に対する暴行事件で和解..... 中井雅人
【シリーズ全国リレー・宮城県】
宮城県支部の活動について..... 阿部 潔
- ロースクールの実情と法曹養成
ロースクール雑感..... 李 章鉉
- シリーズ 憲法を知るための12冊
加藤陽子著『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』..... 金子美晴
第17回人権研究交流集会 □ 分科会紹介
【議長ひとくちトーク】「楽泉園検証」..... 上野 格
- 【新刊】【旧刊】
ティモシー・ジック著、田島泰彦監訳『異論排除に向かう社会—トランプ時代の負の遺産』..... 大山勇一
(11月14日開催第51回司法制度研究集会報告)
「今の司法に求めるもの—特に、最高裁判事任命手続きと冤罪防止の制度について」..... 野呂 圭



新潟・村上市「大池」

東日本大震災に起因する 事件の取り組み (宮城県気仙沼市)

宮城県 東 忠宏

東日本大震災に際しましては、青年法律家協会及び弁学会同部会の会員の皆様から多大なご支援を頂きました。改めてお礼申し上げます。

震災の年、私は被災地の様子を当紙で報告しましたところ、この間、宮城県気仙沼市及びその周辺を中心に取り組んできた、震災に起因する紛争の概要をいくつか紹介しますので、災害において弁護士が取り組めることを考えるよすがとなればと思います。

一 生活再建支援金・義援金申請につき 住宅の被災や世帯の認定の問題

「周辺宅は大規模半壊認定なのに、我が家は『半壊』とされた」、「我が家と廊下でつないだ両親宅は、登記簿上別個の建物なのに『二世帯』と認定された」。

発災から一か月ほどして生活再建支援金・義援金の受付が始まり、それに伴って多数寄せられた相談例です。

対応としては、現地調査、世帯認定について水光熱費や生活状況等の資料収集の上で前例等を踏まえた意見書を作成し、行政側の再検討を求め、というものでした。

その結果ですが、世帯認定に関しては柔軟な認定がなされやすいものの、罹災証明書による大規模半壊→全壊、半壊→大規模半壊への認定変更な

どは困難であったのが実情です。

ただし、令和二(二〇二〇)年三月より「準半壊」(内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」という基準も新設されるなどの変化があります。

二 借家・アパート等の敷金返還の問題

震災の当初三か月くらいの間に寄せられた法律相談でもっとも多かった類型です。貸主も被災したため、決着までやや時間を要する例も多かったです。

主として借主側の相談が多かったのですが、経営するアパートを数棟失った上で多数寄せられる敷金返還請求に憤慨する方、連絡が取れない賃借人を心配している方といったものもありました。

三 遺産分割と同時死亡

親族複数名が震災により死亡したことについて、その死亡の順序・先後不明の認定によっては、相続分が変わる・相続人であったりなかったりする、というものです。

法務省は、死亡届における死亡時刻を「平成二三年三月二日午後不詳」とすることが督促される(民事第一課長通知平成二三年六月七日民一三六四号)としたようですが、やはり医師による死亡診断書の推定時刻の記載のままとした死亡届もあ

り、単なる戸籍訂正では対応となりませんでした（相続権確認訴訟や戸籍訂正許可の審判などを要した）。

四 限定承認、義援金、災害弔慰金など

震災により亡くなった方がいる世帯に対しては、まとまった義援金、災害弔慰金が支給されます。

故人が多額の負債を抱える一方、その名義の住居を残した場合、遺族としては限定承認を申立て、先買権（民法九三二条ただし書き）を行使することにより住居の時価相当額を抛出するだけで、住居を確保しつつ故人の負債を免れます。

先買権のための費用としては、遺産としては扱われない保険金、義援金、災害弔慰金を活用することを検討しました。

司法書士・税理士との共同を要する、普段はあまり活用されない制度を用いた取り組みでした。

五 震災を主因とした債務整理について

義援金・支援金その他破産に比して相当額の自由財産を確保しながら債務の減免が認められる・信用情報も維持できる被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）の申立件数が、当初の想定よりも全く伸びなかったのが残念です（一般

社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整

理ガイドライン運営機関によると、二〇二〇年九月末時点で相談件数五九七六件・債務整理の成立件数二二七二件）。

制度の本格運用が始まる前に、地震保険金等で流された住宅のローンを既に払い終えた方が多かったためと思われませんが、ともあれ、ここでの取り組みなり反省点が、以降の災害時の債務減免制度に繋がったとも思います。

六 震災復興事業に応じるための、

所有権移転登記・担保登記の抹消や財産管理人業務

1 道路整備・防潮堤の建設等の復興事業に際し、買い上げるべき土地の登記が数代前の名義のまま放置されている、古い抵当権等がそのままになっている、という事例は相当に多く（土地の流通性が乏しい地方の特徴も原因と思われる）、当地の弁護士・司法書士らは、一〇年を経ようとしている現在も、未だに処理を続けています。

また、被災した土地の買上事業においても、同種の問題がありました。

当然、これら処理においては、不在者・相続財産管理人を選任しなければならない事案でも出てきます。

「所有者不明土地問題」の深刻さを、最初に大きく顕わにしたのが、東日本大震災の復興過程だ

つたと思います。

2 他にも、震災遺児何名かの未成年後見人を務めたこと、震災後の火災にかかる保険金請求と地震免責との関係、南三陸町の被災職員らにかかる特殊公務災害の申請（審査請求）といった震災が直接起因するものから、徐々に、復興工事の元請け・下請け間の紛争、復興事業に関する住民監査請求といった具合に、時間の経過と共に、震災関連の紛争は変化し続けました。

その中では、例えば災害弔慰金について、早い段階で、遺族が兄弟姉妹であっても受給できるよう変更されたり、あるいは、個人事業主（申告書上は赤字）の配偶者が専従事業者（所得が事業主よりも名目上高い）という夫婦につき、大黒柱たる個人事業主の方が被災死しても、残された配偶者に対しては半額しか災害弔慰金が支給されないという運用がありました。これは熊本地震以後改められるなど、顕わになった問題を踏まえての提言・変更が積み重ねられました。

3 災害が多発している昨今ですが、災害と復興過程を間近に見た弁護士が、震災に起因した紛争につきできることはかなりありますし、それにより現行制度の不備に幾つもの気づきになると思います。引き続き、当地で活動を続けていきます。

いわき市民訴訟

— 強制避難区域外の原発事故被害 —

東京 坂田 洋介

一 「いわき市民訴訟」とは

いわき市民訴訟(福島地方裁判所いわき支部)が二〇二〇年一〇月二日に結審し、判決言い渡しが二〇二二年三月二六日午後二時に指定されました。

いわき市民訴訟は、福島第一原発事故の被害に関する訴訟ですが、原告は避難者ではありません。

いわき市は、強制避難区域ではなく、自主的避難等対象区域とされています。いわき市民訴訟は、このような自主的避難等対象区域における滞在者を原告とする全国で唯一の集団訴訟です。

国による強制避難区域の線引きは、無意識的に被害の「広がり」を過小評価させています。強制

避難区域外であっても、放射性物質は、広く拡散し、社会の隅々まで浸透しました。その結果、生命身体への深刻な「不安」を生じさせたばかりか、人々の生活を大きく変容させています。

この生活の変容と放射性物質に対する不安は、事故直後だけのものではなく、現在も根強く継続しています。

この「いわき市の被害の実相」と「国と東電の責任」を明らかにすることを、いわき市民訴訟は目的としています。

二 「いわき市民」の被害の実態

(1) いわき市は原発事故直後、高線量の放射線にさらされました。二〇二二年三月一五日には毎時二三・七二マイクロシーベルトを記録しました。

また、いわき市民の約六割が事故直後に避難しました。信じられる情報がないなか、長崎、広島、チェルノブイリなどを想起し、死の恐怖から逃れるために避難しました。慣れない避難先での生活は大変な精神的負担を与えました。避難者への差別もあり、いわきナンバーの車が傷つけられ、ガソリンスタンドに入るのを拒否されることもありました。この避難に関する被害は、強制避難区域からの避難者と何も変わりませんでした。

他方、いわき市から避難できなかった滞り住者も、目に見えない放射能の恐怖に耐え忍んでいました。避難者にはない恐怖でした。

避難者のほとんどは二〇二一年四月には市内に戻りました。しかし、放射能への不安がなくなつたために戻ってきたわけではありません。原発事故があつても、生活し、仕事をしなければなりません。

ん。「やむをえず」市内に戻ってきたのです。そのうえ、いわき市は公立校の四月の入学式や始業式を例年通りに行うことを決定しました。多くの父母は、子どものことを考えてやむなく戻ってきました。

(2) いわき市民の被害は事故直後に限りません。いわき市は、山、川、海という自然の中にある地域です。除染は住宅というごく一部にしか行われず、ほとんどが手つかずで、放射線のホットスポットも数多く存在します。また、福島県の発表データによると、二〇二一年一月時点においてさえ、いわき市内の公園の約三分の一で毎時〇・二三マイクロシーベルト(除染基準)以上の線量が測定されています。

また、原告団有志が、二〇一七年にいわき市内の土壌に含まれる放射性物質量を測定しました。住宅敷地や公園などの普通に人が出入りする場所であっても、放射線管理区域の指定基準(四万ベクレル/m)を超える箇所が何カ所も見つかりました。

また、いわき市内の、少なくとも農産物や水産物から、食品の基準値(一〇〇ベクレル/kg)を超えるセシウムが検出されています。

(3) 原発事故は、人と人との関係も分断しています。

放射能の危険性については、人によって考え方

が異なります。家庭内でもその認識のズレは存在します。

また、いわき市は、最も避難者を受け入れた自治体です。ピーク時で二万五〇〇〇人近くを受け入れ、二〇一八年においても二万人を超えています。いわき市民の多くが「自分たちも被害を受けているのに、避難者といわき市民との賠償の格差がある」と感じています。そのために、いわき市民と避難者との分断・軋轢も生じています。同じ浜通りの住民なのに、助け合いではなく、対立が生じています。

三 「いわき市民」の「不安」の根拠

いわき市民は、事故直後から現在まで、このような現実の被害を受けています。そして、その被害の中心には「放射能の健康影響への不安」があります。

社会学者の高木竜輔准教授の調査によると、事故から三年が経過している二〇一四年においても、「いわき市民の約半数」が「放射能の健康影響への不安」を感じていたことが明らかになっています。そして、この「不安」は「自分たちも放射線被ばくをしている」という認識があるからこそ生じています。

いわき市民の「放射能の健康影響への不安」は

単なる抽象的な不安ではなく、具体的な根拠のある合理的な不安です。

四 いわき市民訴訟を通して 目指すもの(政策形成訴訟)

いわき市民訴訟は、形式的には損害賠償請求訴訟ですが、原告はお金のために闘っているわけではありません。避難者を含め、より広く被害に対応した政策の実現を目的としています。

その政策の項目だけあげると、①県民の将来にわたる健康を守ること、②安全・安心を取り戻すことが大前提の復興を進めること、③避難を続けている人への最低限の支援を続けること、④原発事故被災者に対するいわれのない差別をなくすこと、⑤原発事故由来で働く人の健康と諸権利を確立すること、⑥時効再延長のために法律を制定すること、⑦原発推進から再生可能自然エネルギーの普及を最優先した政策に転換を図ること、⑧新たな支援者立法、あるいは「子ども被災者支援法」を改正することであり、これらを判決に基づき実現することを目的としています。

容易な道筋ではありませんが、決して諦めず、いわき市民の原告一五〇〇人あまりとともに闘っていきます。

大阪入管職員によるトルコ人に対する暴行事件で和解

大阪 中井 雅人

一 本件訴訟の概要

本件は、大阪入国管理局（現「大阪出入国在留管理局」、以下「大阪入管」）に収容されていたトルコ国籍の男性が、二〇一七年七月二日に大阪入管の職員らから、①単独室から保護室（被収容者からは保護室ではなく、「懲罰室」と呼ばれることが多い）に移動させられ、②「制圧」と称する暴行を受けたことにより、右肩の骨折・右肘の捻挫等の負傷をし、③後ろ手で手錠をかけられた状態で放置された上、速やかに病院に搬送されず、④収容中も正当な理由なく適切なりハビリ治療を受けられなかったことなどについて、慰謝料等の損害賠償を求め、二〇一八年五月二九日、大阪地裁に国家賠償請求訴訟を起したものです（平成三〇年（ワ）第四六八三号）。

本件訴訟は、二〇二〇年七月三十一日の第三回口頭弁論期日で結審し、同年九月二九日の和解期日において以下のとおり和解が成立しました。

二 本件和解条項

当裁判所は、本件が、大阪入国管理局（当時）の職員による制圧行為により被収容者であった原告が右上腕骨近位部を骨折等するという結果が生じている事案であることに鑑み、当事者双方に和解勧告したところ、被告（大阪出入国在留管理局長）は、本件の事案を重く受け止め、原告に対して謝罪するとともに、同局収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努めることを確認し、当事者間に次のとおり和解が成立した。

1 被告は、原告に対し、本件和解金として、三

- 〇〇万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、前項の金員を…（略）…に振り込む方法により支払う。…（略）…。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

三 本件和解の意義

本件和解は、被告が原告に対し、金銭的な支払いを約束するのみならず、大阪出入国在留管理局長が本件事案を重く受け止めて謝罪したこと、同局収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努めることを約束したという点において、画期的であるといえ

ます。

この和解の内容は、原告自身が受けた被害の回復のみならず、現在も収容場に収容されている者に対する再発防止をも求めて本件提訴を決意した原告の思いにも沿うものとなっています。そのため、原告は、金銭の支払いを命じることしかできない判決ではなく、和解によって、本件の解決を図ることを決断しました。

判決ではなく、和解によって本件訴訟が終了したため、裁判所が前記①④の違法性を明確に判断することはありませんでした。しかし、和解金の金額が過去の類似事例に比べれば相当高額であること、「骨折等するという結果」について大阪入管局長が謝罪等をするという文言が盛り込まれたことから、少なくとも前記②については違法行為であることが前提の和解だと認識しています(①③④が違法であることも排除されていないと評価します)。

四 今後の課題と期待

本件には、残された課題があります。すなわち、和解金の金額の根拠につき、裁判所からは原告の後遺障害の存在が示唆されたものの、原告の主張どおりの後遺障害等級を前提とした水準ではありませんでした。後遺障害逸失利益等の計算においても、日本人と同様の賃金を前提とした額ではな

く、トルコを基準として割り引かれた計算がなされました(最三小一九九七(平成九年一月二八日民集五二卷一七七八頁参照)。入管職員らによって重大な被害を受け、現在も日本で暮らす原告に対し、日本人と同様の賃金を前提とした後遺障害逸失利益等の計算がなされなかったことは遺憾です。

また、大阪出入国在留管理局長が謝罪をしたこと、「収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努める」ことを約束したことも評価できますが、再発防止の内容が抽象的な文言に留まったのは残念と言わざるを得ません。当弁護士は、和解協議に際して、入管職員に対して人権研修を実施するなど、より具体的な再発防止策を明記することを求めましたが、被告はこれを受け入れませんでした。本件事件以降も大阪入管を含め全国の入管収容場において、「制圧」と称する暴行事件が後を絶ちません。本件において、「収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努める」という約束をした以上、被告が再発防止に向けた具体的な取り組みを行うことは必要不可欠です。本件訴訟において、原告は、一貫して、「入管にはもう二度とこんな事件を起こさないで欲しい」と述べてきました。原告の思いが裏切られることのないよう、入管職員に対して人権研修を実施するなど、より具体的な再発防止策を実施

することを強く望みます。

そして、本件では、証拠保全によって得られた監視カメラの映像によって、原告が受けた一連の暴行の様子等が明確になりましたが、入管は、違法な制圧行為等があったことを理由に裁判所による証拠保全手続が行われた場合も、保全対象である監視カメラの映像の提出にかなか応じようとしません。入管は監視カメラの映像の提出には消極的であり、動画そのものではなく、静止画の提出で代替しようとすることがあります。しかし、真に再発防止をするのであれば、入管にとって都合が悪いと思われる証拠も速やかに開示するという姿勢を徹底させるべきです。

被収容者は人間です。必要なのは、「隔離」や「制圧」などの「暴力」ではなく、「言葉」「コミュニケーション」を尽くすことです。本件和解から入管が変わることを期待しています。

弁護士は空野佳弘・乾彰夫・山中有里・馬場圭吾・清水亮宏・中井雅人。

(二)参考

拙稿「入管における証拠保全の問題―大阪入管におけるトルコ人暴行事件を例に」『青年法律家』No.五七九(二〇一九年五月二十五日号)

拙稿「入管における証拠保全の問題―大阪入管におけるふたつの暴行事件を例に」『青年法律家』No.五九二(二〇二〇年六月二十五日号)



弁護士声明や
和解報道など



宮城県支部

宮城県支部の活動について

宮城県 阿部 潔

1 宮城県支部の青法協弁学合同部会の弁護士会員は二月末現在で六〇名である。

なお、仙台弁護士会の会員数は現在約四五〇名である(支部会員を含む)。

2 当支部は、二～三月月に一回程度支部例会を開催している。例会の内容は、①講師(支部会員ないし外部講師)による報告・講演・講義等、②終了後懇親会を開催、である。開催に当たっては支部会員全員に案内を出すほか、仙台にて修習中の司法修習生に対しても案内を出している。

支部総会は九月から二月ころの例会と併せて開催している。活動方針、人事、予算及びその監査報告等を行う。

3 この約一年間に開催した例会・総会は次の通りである。講師未記載は支部会員による報告である。

① 二〇一九・九・一〇 支部総会・例会
東北大雇い止め訴訟について

② 二〇一九・二・二五 支部例会
茂庭台訴訟について

③ 二〇二〇・八・二八 支部例会
仙台POSSE代表の方を講師に、「コロナ

④ 二〇二〇・一〇・二九 支部総会・例会
下の労働問題」について講義を受けた。

◆マイナンバー訴訟について

4 前記のうち、直近の例会では、マイナンバー

違反差止訴訟について、弁護団の野呂圭会員を講師に、個人番号制度(マイナンバー制度)の問題点、訴訟の経緯等について報告を受けた。概要は次の通りである(文責は執筆者である阿部にある)。

① 同制度の目的は所得情報の把握・きめ細かな社会保障制度の構築等とされているが、実際には事業所得の把握や資産状況の把握には限界があり、むしろプライバシー権侵害の恐れが高い。

② 二〇二〇年一〇月現在の人口に対する個人番号カードの交付率は全国二〇・五%、宮城一九・七%である。政府は、取得促進策として健康保険証との一体化、ポイント付与制度等を検討し、本年度「骨太の方針」によれば二〇二二年を目途に生まれてからの生涯にわたる健康データを個人番号カードを一覧性を持って把握できるようにしたり、在留カードや運転免許証との連携等を検討しているとされる。

しかし、個人番号が不正に利用されれば、様々な個人データが名寄せされプロフィールングされ、家取得することは個人の自己情報取得権を侵害し、「個人の尊厳」を失わせるものである。そのた

めもあり取得は任意とされてきていたが、保険証との一体化などの取得促進策はカード利用を事実上強制するものとなかなかねない。さらに、刑事手続において、ひも付けがなされれば捜査関係事項照会により個人情報の収集ができるため、捜査機関があらゆる個人情報収集することが事実上可能となってしまう。

むしろ、ポイント付与は行政事務効率化とは無関係である。

③ 仙台地裁判決は、マイナンバー制度に、プライバシー権侵害の「抽象的な危険」は認められたが請求は棄却した(全国七地裁で判決が出ているがすべて棄却)。もっとも、ひも付け等の情報集約がなされれば「具体的危険」が生じるものと考えられる。現在控訴中であり、仙台高等裁判所では本年一〇月に第一回の口頭弁論が行われ、二〇二一年一月に第二回が予定されている。

5 例会については、毎回概ね会員二〇名程度の参加、修習生二〜三名程度の参加がある。が、修習生は最近では指導官が会員である場合がほとんどである。近年、会員の例会への参加が減少傾向にあり、魅力的な例会の実現に努力している。

二〇二〇年前半については、コロナのため例会を開催しなかった。現在もZoom併用で開催しているが、他支部会員がZoomにより参加でき

るようにすることも考えたい。

6 例会のほか、適宜支部幹事会を開催している。幹事会では、例会のテーマ設定、進行方法等についての打ち合わせ等を行っている。

二〇二〇年度は宮城支部で全国総会(会場・仙台弁護士会館)を開催したため、その準備等のために幹事会は年前半に複数回開催している。従前は、会員の親睦もかねて昼食会として開催していたが、それまで開催していたレストランのあるホテルの閉鎖、コロナの流行という事情もあり、今年は主としてZoomにより開催している。

7 会員の個別活動としては、大崎市放射性廃棄物処理場問題(住民訴訟)など震災・原発関係の訴訟、優生保護法訴訟、東北建設アスベスト訴訟、北稜クリニック冤罪再審事件、オンブズマン活動、桜を見る会問題などの多種多様な課題に取り組んでいる。先日大法廷で判例変更のなされた岩沼市議会事件も会員が担当している。

8 現在の課題としては、支部会員数は当職が弁護士登録した二〇年前に比べれば増加してはいるものの、弁護士会の会員数が倍以上になっているため「占有率」は低下傾向にある。会員の増加策を検討したい。

またいづこも同じと思われるが、支部役員任期が長期化傾向にある。支部長は、今年の総会で、これまで七年間勤められた高橋春男会員から

山谷澄雄会員に交代したが、事務局長は当職が一年目に入った。来年こそは交代を目指したい。

四団体合同

法律事務所説明会(1/30)にご参加を
法律事務所紹介ウェブサイトへの原稿募集

一月三〇日(土)一三時から、七四期司法修習生(二月二〇日合格発表)を対象とした、自由法曹団、青法協、日民協、労働弁護団の四団体合同事務所説明会を開催します。ウェブとリアル会場を併用して行います。ぜひ、ご参加ください。また、例年作成している四団体ガイドブックは、コロナ禍で配布の機会が限られることから、今回は各法律事務所紹介に特化したウェブサイト新たに作成することとしました。(活用ください。)

下記リンク宛に合同説明会への申込み、事務所紹介の入力等をお願いいたします。集合写真も掲載可能です。

リンク <https://onl.tw/jnpz5k>

- ☆説明会参加費(リアル参加) 一事務所一万円
- ☆ウェブサイトへの掲載費用 一事務所一万円
- ☆お問い合わせ

東京法律事務所
tel 〇三一二三五五〇六一
fax 〇三一二三五七五七四二
弁護士今泉義竜

(mail: imazu@tokyolaw.gr.jp)

ロースクール雑感

埼玉 李^り

章鉉^{ちゃんひよん}

1 はじめに

ロースクールについて何か自由に書く機会が与えられたものの、私はこれまでロースクールについて何か考えたことがないため、どうしたものか。思い返すと、ロースクール時代を含めた受験勉強期間はとにかく必死に勉強に励んでおり、司法試験合格後は喜びに満ち溢れ呆けており、間も無く司法修習が開始したあとは修習生活を満喫しており、とにかくその時々を過ごすことだけを考えており、再現答案や合格体験記なんでものはもちろん書いてないし、今まで自分の受験時代を振り返るということはしてこなかった。そういったこともあり、自分の受験時代、とりわけその中の大部分を占めるロースクールについて、この機会に振り返ってみようと思う。もともと、振り

返ってみてもそもそもロースクール時代の記憶があまりないため、とりあえず思うことを好きなように書くことにする。何を言っているのかよくわからない文章になっているかもしれないが、それはご容赦願いたい。ちなみに、私が修了したロースクールはいわゆる中堅のロースクールである。

2 ロースクールについて

(1) ロースクールと予備試験

今でこそ法曹を目指すにあたって、ロースクールか予備試験かという選択肢がまず大きく存在しているものの、私がロースクールを受験した時には、予備試験一本でいくという

選択肢はあまりなく、ロースクール在学中に司法試験に向けた腕試しとして予備試験を受験するという選択が、比較的大きかったよう

に思える。優秀な人はロースクール在学中に予備試験に合格した場合、そのままロースクールを中退するという人もいた。仮に今から司法試験受験を考えているという人にロースクールか予備試験かというアドバイスを求められた際、昨今のロースクールに対する批判的な視点から予備試験を勧めるという人が多いのではないかと思うが、果たしてどうだろうか。多くの受験生にとっては、当時も今も

ロースクールと予備試験は、結局のところ司法試験の受験資格を得るための手段に他ならない。受験生にとっては、ロースクールが有用かどうかはどうでもよく、所詮は司法試験合格のために仕方なく通うに過ぎないし、予備試験は実力がある人にとつての近道というかが、抜け道にはかならない。率直なところ、ロースクールがどんなに改善されようとも、司法試験の受験資格がロースクール修了か予備試験合格にしかない以上、本質的な立ち位置は変わらないだろう。そう考えると、ロースクールとはなんとも虚しいものである。私にロースクール時代の記憶があまりないのもしょうがない。

(2) ロースクールでの授業

ロースクールに主軸を置いて受験勉強をしている人は、私の周りには多くなく、みな自

ロースクールの実情と 法曹養成

多かったのだが、ロースクール在学中に受けても、司法試験のことで頭がいっぱいなので全然楽しんで、もったいない限りである。むしろ、合格した後で受けたと思うものが多かった。多様な見識をもって実務家になってくださいという目的で様々な内容の授業を受けざるを得ないカリキュラムで

分たちで独自に司法試験合格に向けた勉強をしていたように思う。日中のロースクールの授業は受けるというよりはこなすもので、自習室に帰ってからが受験勉強という、そんな感じの人が多く印象があった。ロースクールでの授業は、双方向で行われるいわゆるソクラテス・メソッドというものを採用していたが、正直なんの意味があったのかいまだによくわからないのが本音である。もはやソクラテス・メソッドを行うことが目的であったのではないかと今でも思っている。司法試験科目のような法律科目についての授業はさておき、それ以外にも修了のための単位を習得するためには司法試験とは関連のない科目や、ましてや全く興味のない科目についても授業を受ける必要があるのは、なんとも勘弁して欲しかった。もちろん面白い内容や勉強になる授業も

あったのかもしれないが、結局のところ、受験生にとってロースクールは司法試験受験のためのステップ的な位置に他ならないので、実態と目的が乖離していると言わざるを得ない。せっかく司法試験受験という色眼鏡なしに受けたら面白かったり興味を惹く内容が多いのに、率直にもったいない。

(3) ロースクール生活について

ロースクール在学中一番憂鬱だったのは、通学であった。東京のロースクールは都内の主要駅にあることが多く、朝から授業があるため、満員電車で揺られながら通う必要があった。もしこれからロースクール受験を検討している人にアドバイスするならば、ロースクールを選ぶ際には、比較的近い場所にあるロースクールにするか、もしくはロースクールの近くに住むか、どちらかにした方がいいと話すだろう。

ロースクール生活における本拠地は自習室である。どのロースクールでも基本的に自習室が備え付けられており、自分の席があるものだと思う。中には二四時間開放している自習室もあると聞くが、それならばロースクールの近くに住むより、ロースクールに住む方が安上がりでいいかもしれない。ただ、個人的には自習室はあまり好きではなかった。なぜなら司法試験受験のために高度のストレスを

抱えた人間が密集しているため、ピリピリした空気が蔓延しているからである。そんな中では、キーボードを叩く音も気になるし、中にはわざとエンターキーをタッターンと叩きつけているのではないかと思うような打ち方をする人もいるので、なにかと気になってしょうがなかった。

3 終わりに

気の赴くままに書いてみて思ったが、大半はロースクールやその他諸々に対する愚痴であり、思い返してみても私にはロースクール時代にあまり良い思い出はなかったであろう。確かに、記憶にあるのはしんどかった思い出ばかりである。結局のところ、受験生にとってロースクールは司法試験受験のための手段に過ぎない。司法試験受験のために高い学費を払って通うのであれば、ややもすると司法試験勉強に特化した予備校に通って予備試験を目指す方が有意義かもしれない。結局、司法試験予備校に対するアンチテーゼであったロースクールは、司法試験予備校の存在意義を示す役割を果たすことになり、なんとも皮肉なものである。かといってロースクールはどうすればよかったのかと考えても、特に答えは出ない。最初から今まで引き続き迷走するロースクールの

ルであるが、そのロースクールを修了して法曹になった以上、全く知らん顔でいることには無責任感否めない。今日のところは、ロースク

ル時代の落とし子として、司法試験合格を目指す後輩たちがこれ以上制度の犠牲とならないよう、より良い結果に繋がることを祈りな

がら、この文の結びとしたい。

シリーズ
憲法を知るための

12冊

加藤陽子著

『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』

東京 金子 美晴



『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』

二〇〇九年七月二九日発売

著者…加藤陽子

出版社…朝日出版社

定価…一八七〇円

四六判 四二六頁

一 はじめに

加藤陽子氏は、現在も東京大学にて日本近代史を教えているが、本書は二〇〇七年に、東京の私立中高一貫校の中高生を前に、日清戦争から、日露戦争、第一次世界大戦、満州事変・日中戦争、太平洋戦争という時代を五日間で講義した内容を基に作成・出版されたものである。中高生に「戦争に勝利した国は、敗北した国に対して、どのような要求を出すと思われるか」など、歴史の重要な分岐点で、一つひとつ生徒に考えさせて答えてもらいながら授業を進めている。義務教育の授業なら通常の授業風景、ロースクールで言え

ば、ソクラテス・メソッドともいうべきものか。

二 歴史がどれだけファイリングされているか

著者が本書を通して伝えようとするのは、歴史の捉え方と、現在との関係である。本書「おわりに」の言葉から紹介する形になるが、私たちは、現在の社会状況に対する評価や判断を下す際、無意識に過去の事例からの類推を行ない、さらに未来を予測するにあたっては、これまた無意識に過去と現在の事例との対比を行なっている。その評価や判断の際に、類推され想起され対比される歴史的な事例が、若い人々の頭や心にどれだけ豊か

に蓄積されファイリングされているかどうかが決定的に大事なことだ、と述べている。授業では、中高生たちに、そうしたファイリングを今後蓄積していくための様々なデータ、議事録、日記といった歴史の事実の端々を投げ入れてくれる。

ちなみに、前記質問の答えは「主権や社会契約に対する攻撃、つまり、敵国に対する国家の憲法に対する攻撃という形をとる」である。これは、長谷部恭男教授の『憲法とは何か』（岩波新書、二〇〇六年）から知ったということで、長谷部教授の本も薦めており、このようにして「ファイリング」蓄積のためのヒントを与えてくれている。

三 歴史を紐解く面白さ

本編を全体的に紹介するには紙幅がないので、第四章の「満州事変と日中戦争」の一部をかいつまんで紹介する。

一九三二年九月一日、石原莞爾ら関東軍参謀の策略によって、満州事変が起こされた。その二カ月前に、東京帝国大学の学生に、滿蒙（南滿洲と東部内蒙古を合わせた地域）に対する武力行使についてどう思うかの意識調査の記録によると、八八パーセントが武力行使すべきと答えていた。つまり、満州事変が起こる前には、すでに国民のなかで、少なくとも国家が行なう行為に対する批判精神があると思われるような（東京帝国大学の学生という）集団の中でも、ちよつと針で突けば爆発する空気はあった。それだけ、滿蒙問題をめぐって、国民のなかにある種の了解・一致点がかなり高くなっていたということ。少々驚く数字である。

では、この了解・一致点がどのような過程で国民の意識のなかに蓄積されてきたのか。

その一つの理由として、まず、先の長谷部恭男氏によると、ある国の国民が、ある相手国に対して、「あの国は我々の国に対して、我々の生存を脅かすことをしている」あるいは、「あの国は我々の国に対して、我々の過去の歴史を否定するような

ことをしている」といった認識を強く抱くようになっていた場合、戦争が起こる傾向があるという。

一九二一年の辛亥革命で清朝が崩壊し、一九二七年のロシア革命でロシア帝国が崩壊すると、日露戦争で締結された条約に関する日中の解釈の違いとして、それまで「グレーゾーン」であった、鉄道守備兵設置権と滿鉄併行線禁止条項の二つの解釈の違いが浮き彫りになった。

条約解釈のグレーゾーンは、二国間で締結された条約などではよくある話で、その時々で、両国の政府が解釈をめぐって協動的に話し合うことで、双方の利益になるように解決される場合が大部分である。しかし、一九三二年当時、陸軍の在郷軍人が国防思想普及講演会などを全国で開いて盛んに国民を先導した際の、種本の一つを見てみると、滿鉄併行禁止について、中国側が取り決めを守らないと言って憤慨している。つまり、グレーゾーンの解釈を、中国は、条約上日本が認められた権利を侵害している国である、そうした中国の条約侵害によって、日本の生存権が脅かされる、こう言つて軍は煽つた。

このように見てくると、授業の冒頭で、東京帝国大学の九割弱の学生が、滿蒙問題について武力行使すべきだと考えていたことについて、当初解せぬ思いでいた中高生たちも、前記の事実関係を見ていくことで、滿蒙問題というのは、日本人が

自らの主権を脅かされた、あるいは自らの社会を成り立たせてきた基本原理に対する挑戦だ、と考える雰囲気広がっていたことを意味していたのではないか、という推論に、納得するに至るのである。

四 批判なき学問の行く末

二〇二〇年九月、菅総理大臣は、日本学術会議から推薦のあった一〇五名の学者のうち、六名を任命しなかった。その任命されなかった六名の学者の中に、加藤氏も含まれている。加藤氏は、日本学術会議の会員に任命されなかったことを受けて、その理由を分析している。それによると、任命されなかった六名がいずれも学術会議第一部（人文・社会科学）の会員候補だったことを指摘し、一九九五年に制定された科学技術基本法が、今年抜本的に改正され「科学技術・イノベーション基本法」となったこと、改正前の法律では、「人文・社会科学」は、科学技術振興策の対象ではなかったのに対し、新法では人文・社会科学に関する科学技術を法の対象に含めることになったのだとし、これを受けて、政府が改めてこの領域の人選に強い関心を抱く動機づけを得たことが事の核心にあり、そのために、政府側の意向に従順ではない人々を予め切っておくような事態が進行したのだ、と述べている。

第17回

人権研究交流集会(3/20・21福岡) □ 分科会紹介 □

本書に続いてこの加藤氏の言葉を見ると、まるで本書の続きを読んでいるかのような感覚になる。考えてみれば現在も日々分析の対象となる過

去になっているのだ。当然といえば当然かもしれない。分析・参照のない批判なき学問・研究が発展するはずがない。政府は著書の問う意味を認識

するべきである。

人権活動と事務所経営の両立

— これからの弁護士、法律事務所はどこへ向かうのか

一般社団法人弁護士業務研究所(通称:ペンラボ)企画
人権活動と事務所経営の両立分科会

1 社会環境の変化

地球規模での環境問題、資本主義・民主主義の危機、IT化とAI技術の進歩、と世界は今大きな転換期を迎えています。価値観の多様化とともに格差の拡大も深刻となっています。日本では、少子高齢化と地方経済の衰退も大きな社会問題となっています。他方、私たち弁護士の業界では、司法改革後の弁護士的大幅増による若手弁護士の急増、競争の激化、職業としての地位の相対的低下と若者の法曹離れも問題となっています。修習

生の中には、奨学金や貸与金の返済の重圧の中で、やりたい仕事よりも稼げる仕事、やりがいよりもまずはお金という進路選択をする人が増えているといわれています。預り金の使い込み、法律事務所の破産など弁護士の不祥事や社会的信用の失墜も相次いでいます。

私の事務所は大丈夫と胸を張って言えますか？

2 コロナによるパンデミックが

法曹界に与えた影響

現在も進行中の新型コロナウイルスの感染拡大

は、国民経済への大きな打撃を与えると同時に私たち弁護士業界の業務にも大きな影響を与えました。裁判所の停止、相談・受任の減少はそのマイナスの影響でした。他方、コロナ危機を契機に、事務所や業務のIT化、在宅ワークが大きく広がりました。このような傾向は今後ますます広がっていくでしょう。

3 ウイズコロナの下で、法律事務所・

弁護士はどう生き残っていくか

ペンラボは、事務所経営と人権活動の両立を掲げて活動を続ける、弁護士のための自主的研究・情報交流を目的として設立された組織です。社会正義と基本的人権擁護の使命を果たすために私たち弁護士は活動していますが、それは安定した経営基盤が確保できてこそ持続できる活動です。社会が変化する中でどう変化に対応し、弁護士の職責を果たしていくか？ 私たちにとって永遠の課題です。

あと3か月
第17回
人権研究交流集会

差別が生まれる構造

<https://www.facebook.com/jinkensyukai>

分科会では、先進的な取り組みを行っている法律事務所・弁護士の経験を共有し、人権活動に闘心がある弁護士だからこそ抱える共通の悩みを交流し、明日の業務への活力としていきたいと考え

ています。

全国津々浦々からの参加をお待ちしています。

(東京 原 和良)

「結婚の自由をすべての人に」訴訟から — 同性婚の早期法制化に向けて —

同性婚の早期法制化を！ 分科会

二〇二二年三月に開催される人権研究交流集会(福岡)の分科会(三月二日二時〜一時)に、「結婚の自由をすべての人に」訴訟もブースを出します。

LGBT、性的マイノリティ、パートナーシップ宣誓、同性婚、レインボープライドといった言葉

を耳にすることも多い昨今ですが、同性婚制度については、未だに十分な理解がされていないことも多々あります。

たとえば、憲法が同性婚を禁止しているのではないか、パートナーシップ宣誓制度で足りるのではないか、同性カップルや同性婚を希望している人はごく少数の限られた人たちではないのかといった誤解は、枚挙に暇がありません。

同性カップルに対する社会の認知が進み、その不便・不利益の解消は、民間・地方自治体を中心となつて日進月歩しています。

私たち、法律に関わる者は、そこにとどまらず同性カップルが、法律婚をできないために被る様々な法的・経済的・心理的・社会的不利益から目をそらさず、異性カップルでなければ法律婚を認めないという制度そのものが、同性カップルの



「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟

ちは考えています。

当日は、九州訴訟原告団も参加予定です。全国の皆様に、同性婚の法制化に向けて、私たちができること、なすべきことについて、一緒に考えていただくと幸いです。

ぜひ、ふるってご参加ください。当日お会いできることを、楽しみにしています。

(福岡 郷田真樹)

尊厳を傷つける、明らかかつ重大な差別的取り扱いのあることを直視すべきです。

同性婚訴訟は、真正面から憲法について論じ、明治以来続いてきた婚姻制度の改正を求め、法律家冥利につきる訴訟だと、私た

今回も全ての事件に役立つ 「裁判必勝法 vol.5」をやります

裁判必勝法 vol.5 分科会

1 はじめに

ネーミングから、幾分キワモノ的印象をもたれるかもしれないが、二〇〇七年名古屋での集会で初めて開催して人気を博して以来、常にベスト3の参加を誇る人気連続企画である。

2 分科会誕生の歴史

二〇〇二年、一六年間困難な弁護団事件を熱心に取り組んだ後に弁護士任官したあいち支部の永世事務局長T氏が、裁判官になって見えてきたものがあつたと言う。それは、裁判官というものは、「事件をこのように読む」、「判決を書くときはこのよう」なことが決め手になる」ということであつた。そのアイデアと志を形にしたのが本分科会である。

3 内容

肝心な内容だが、大変な難事件に勝訴をした

二、三名のベテラン職人的弁護士と元裁判官一名のパネリストから、勝訴した秘訣を中心に、何十年という闘いと貴重な経験でしか得られない先人の深い職業的知恵(ディープレッジ)が惜しげもなく披露される。我々は、背筋を伸ばし、心して聴くことになる。この知恵はどんなに心に響くこ

とか。困難な弁護団事件だけでなく一般の民事事件にも共通する弁護士としての気概やスピリットから、小さな、といつても簡単にはできない心遣いまで、全てが学びとなる。

そして、もう一つの素晴らしい講師が、同じ志を持った参加者からの会場発言である。これらが相まって、企画者が考えた以上の世界が広がる。

この分科会は、「先人の志と知恵を後継者に伝える」という、まさに青法協のスピリットを体現する分科会である。講師等は現在選定中である。歴史的な事件を闘った素晴らしい先人をお願いしようと考えている。ぜひ期待して頂きたい。

(あいち 北村 栄)

石木ダムは要らない

石木ダム建設反対運動分科会

1 事案概要

石木ダム建設事業は、起業者である長崎県・佐

世保市が事業認定申請をした事業であり、「起業者によれば」この事業は、佐世保市へ十分な水道用水を供給する(利水目的)、及び石木川の流量

調整を行い、川棚川の氾濫による水害の軽減を図る（治水目的）等を目的とした石木ダムを建設するというものである。

2 いれまでの経過

(1) 石木ダム計画が持ち上がったのは一九六二年に遡るが、未だ本体工事には着手していない。また、一九八二年には長崎県が、機動隊を伴った強制測量を実施するも、地権者による強い反対運動によって中止に追い込んだことも本事件を語る上で特徴的な出来事である。現在、ダム建設予定地に居住している人々は三世帯約六〇名である。

(2) その後、二〇〇九年一月、長崎県・佐世保市が国土交通省九州地方整備局に事業認定の申請を行い、二〇二三年九月、同局は事業認定処分をした。

(3) 二〇二三年二月に石木ダム対策弁護団（弁護団長・馬奈木昭雄弁護士）を結成して現在に至る。

3 工事差止訴訟及び取消訴訟

(1) 取消訴訟

私たちは、二〇一五年二月三〇日、石木ダムの事業認定を取り消すことを求め、長崎地方裁判所に対して、国を被告とする取消訴訟を提起した。

その後、地裁・高裁にて、敗訴判決が出され、二〇二〇年一〇月八日、最高裁は、私たちの上告を棄却し、上告受理しない旨の不当決定をした。

(2) 工事差止訴訟

また、私たちは、取消訴訟とは別に、さらなる運動の広がりや強化を目指して、工事差止めの本訴を提起したが、地裁では敗訴したため、現在、福岡高裁に係属中である。

4 今後の展開と総括

現在、私たちの運動はより広がり、二〇一八年には、現地での各種行事、長崎県・東京各地での行動、その他、石木ダム建設予定地に住む人々の生活を描いた映画「ほたるの川のまもりびと」が公開された。

居住者は、現在も従来生活をしてきた場所で、生業に励み、田畑を耕し、家族と共に生活を営んでいる。

分科会では、裁判内外の闘争、これまで何を考えて行動し、現在、どこまで到達しているか、について居住者、学者、弁護団から説明をする予定である。

（弁護団事務局 平山博久（福岡））

第一七回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二二年三月二〇日午後

分科会 一三時～一七時半（二コマ）

三月二一日午前

憲法劇 九時半～一〇時

全体会 一〇時～一三時

【会場】

アクロス福岡（福岡県福岡市）

<https://www.acros.or.jp/access/>

お問い合わせ先：info@seihokyo.jp

*詳細はFacebookへ





「楽泉園検証」

「今、私はここを去りたい思いでいます。このことは私も忘れることはありません」。二〇〇〇年三月八日、吉戒裁判長は、群馬県草津町の栗生楽泉園正門前で、園を離れるに際して、検証手続の参加者全員に語りかけました。

東京地裁に東日本ハンセン病国賠訴訟が提訴されてから二年が経とうとしていました。九八年に熊本地裁に提訴した西日本原告・弁護団は、「石にかじりついても三年で解決」を方針とし、審理を進めていきました。東日本原告・弁護団は、東京地裁の裁判官に被害の実態を見てもらうため、楽泉園での検証を申立てました。先輩の野間啓弁護士が検証対策の主任となり、私が補佐を命じられ、半年前から何度も楽泉園に通い、群馬の弁護団とともに、説明ポイント、コース、台本を練りました。

検証では、被害実態を示す、園内に残っ

ている建物や遺構をくまなく回りました。監禁所跡、火葬場跡、納骨堂、教会や寺、保育所跡、小学校跡、旧宿舍、そして重監房跡。監禁所は、各園に一つあり、園の監督に従わない者、逃げ出そうとする者を園の裁量で懲罰していました。楽泉園の重監房は、さらに重い懲罰を科すために設けられた全国唯一の施設でした(重監房の話は来月に)。

検証では園外にも行きました。一九四九年まで、楽泉園で使用する炭俵は、患者達が運ばされていきました。真冬でも、動ける患者は皆動員され、一〇km離れた集積所から、高低差二八〇mを登り、重さ二五kgの炭俵を二三俵、担ぎ上げていたのです。患者の世話も含め、園内のことは全て患者に担わされていきました。療養所とは名ばかりで、予算も医療もなく、強制労働が続き、労働により後遺症を発症・悪化させ、やがて園内で亡くなり、園内で火葬され、園内の納骨堂に入る。あらゆる自由と権利と故郷と家族と将来を奪われ、人間の尊厳を奪われ、無価値なものとして扱われる人生を、国は強いてきたのです。

この強制労働の過酷さを示すため、尾根筋にある楽泉園に登っていく、実際に患者が歩いていた山道を検証場所を選び、炭俵と背負

子を用意しました。私も試しに担いでみましたが、背負うのがやつとでした。検証では、急な片斜面に細く続く山道を前に、原告の鈴木幸次さんが「炭背負い」の説明をしました。足を踏み外したら、炭ごと谷底まで転げ落ちそう。私が言いました。「裁判長、ここに当時の炭俵と背負子を用意しました。どうぞ、背負って、歩いて登ってみてください」。国側代理人がすかさず「何を言っているんだ。そんなこと認められるわけがない」と抗議し、弁護団は「検証は五感でするものだ。何がおかしい」と反論します。裁判長は「いや……それは……」と硬直しています。緊迫した空気

の中、誰もが黙ったとき、鈴木さんが言いました。「それでは、私が登りましょう」と、炭俵と背負子をスツと背負い、スタスタと山道を登っていったのです。私たちは呆気にとられて見ていました。鈴木さんは検証時に七六歳でしたが、正に炭背負いの日常だったことを示したのです。裁判長が血相を変えて追いつがり、「鈴木さん、わかりましたから！もうわかりましたから！」と必死に止めて、鈴木さんはやつと立ち止まりました。

鈴木さん達原告の説明と、裁判官に確かに伝わりました。それで裁判長が、検証手続の最後に「話したいことがある」と文

新刊 旧刊

大統領が生まれることは間違いないうだ。「アメリカ・ファースト」を掲げ、移民の排除を貫いたトランプ氏は、政権に敵対する言論・プレスに

対してSNSなどを使って攻撃し、報復を公然と唱え続けた。本書は、「合衆国憲法修正一条」が保障する言論・プレスがトランプ時代にいかにないがしろにされ、アメリカ社会の分断につながってきたかを複数の視点で解き明かしている。

ト ランプ政権による言論攻撃の恐ろしい点は、それが市民にある程度受け入れられつつあるということだ。共和党支持者の四割以上は「悪しきメディア企業を閉鎖する権限を大統領に

は、「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考える」とのシンポジウムが開かれます。国の政策が何をもたらしたか。絶対に意義深い会になります。是非、来場かWEBでの視聴をお願いします。

(青法協弁学合同部会議長 上野 格)

選 挙結果がどのようなものになるにせよ、アメリカの分断は続くであろうと言われた米大統領選挙。トランプ氏が敗北し、バイデン新

予定はありません。私が最後まで担当すると思います」と話していました。しかし、翌二〇〇一年一月六日付けで、吉戒裁判長は法務省人権擁護局長に異動を命じられました。何があったのか、今もわかりません。

来年の三月二〇日、二二日には、福岡で人権研究交流集會が開催されます。全体会で

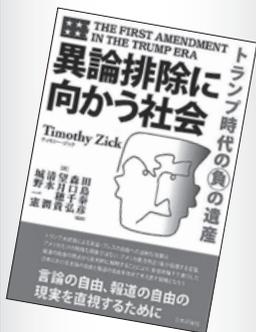
本 書は二〇一九年にアメリカで出版された書籍を編者と四人のアメリカ憲法研究者が翻訳したものである。事例分析はアメリカの政治社会であるが、秘密保護法や共謀罪などの制定で言論の自由が歪められた日本社会を見れば、この現象がアメリカのトランプ時代に特有の現象ではないことは明らかであろう。

(東京 大山勇二)

書評

テイモシー・ジック著、田島泰彦監訳

『異論排除に向かう社会』トランプ時代の負の遺産



2020年8月7日発行
出版社：日本評論社
定 価：2640円
四六判 280頁

与えるべき」と答えているという。こうした世論のままでは、政権批判者を「煽動」者としてレッテル貼りし、実質的にかつての「煽動罪法」に代わる弾圧立法が生まれまいとも限らない。

本書は、真実を知り民主主義を維持するために「異論」の文化を積極的に奨励するべきだと説く。そのためにも「パブリックフォーラム」の空間をさらに広める取り組み、大統領をはじめ公職者への批判をデジタル空間で行える環境を整えるべきと述べる。

頭の発言に至ったのです。

その後、東京地裁の審理は専門家証人、原告証人、国側三証人の尋問と進み、原告団・弁護団は勝利を確信しつつありました。二月下旬の進行協議で、弁護団は吉戒裁判長に「来年四月の異動の予定はないですよね」と聞きました。吉戒裁判長は、「その

予定はありません。私が最後まで担当すると思います」と話していました。しかし、翌二〇〇一年一月六日付けで、吉戒裁判長は法務省人権擁護局長に異動を命じられました。何があったのか、今もわかりません。

来年の三月二〇日、二二日には、福岡で人権研究交流集會が開催されます。全体会で

は、「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考える」とのシンポジウムが開かれます。国の政策が何をもたらしたか。絶対に意義深い会になります。是非、来場かWEBでの視聴をお願いします。

(青法協弁学合同部会議長 上野 格)

「今の司法に求めるもの」

―特に、最高裁判事任命手続きと冤罪防止の制度について―

11/14 開催

宮城県 野呂 圭

一 はじめに

二〇二〇年二月二四日、第五一回司法制度研究会「今の司法に求めるもの―特に、最高裁判事任命手続きと冤罪防止の制度について」(自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本民主法律家協会(日民協)の共催)が全国町村会館及びオンライン(Zoome)で開催され、一〇九名(会場三四名、オンライン七五名)の参加がありました。集会は、宮腰直子弁護士と大山勇一弁護士の下、新倉修日民協理事長の主催者挨拶に始まり、豊秀一氏(朝日新聞編集委員)の基調報告、梓澤和幸氏(弁護士)及び周防正行氏(映画監督)の報告、質疑応答・発言、新屋達之日民協司法制度委員会委員長の閉会挨拶という式次第で行われました。

二 豊秀一氏の基調報告「今の司法、何が問題か―新聞記者の視点から」

1 「法の支配」から「人の支配」へ

豊氏は、日本学術会議任命拒否や臨時国会召集拒否違憲訴訟(那覇地裁二〇二〇年六月一〇日判決)、黒川検事長定年延長、大嘗祭への宮廷費支出を例に、日本の政治が「法の支配」から「人の支配」に変わって恣意的になり、国民主権が形骸化していること、これに対して司法が明確な歯止めをかけていないことを指摘しました。司法が、憲法の番人としての役割を果たさないと、「法の支配」は崩れ、「法の終わるところ、専制が始まる」(ジョン・ロック)ことになるという危機意識が示されました。

2 憲法を機能させるための司法積極主義と

国民の意識

豊氏は、司法が積極的に違憲審査権を行使できるようにする条件として、見平典京都大学准教授が指摘している三つの資源、すなわち①規範的資源、②政治的資源、③実務的資源を紹介しました(各用語の意味については、法律時報八八巻一―二号八〇頁等を参照)。とりわけ、②政治的資源は、国民主権の形骸化の克服とも関連し、国民がいかに政治や司法の在り方に強い関心を抱き、自分たちの問題として捉えていくかが重要であると指摘されました。

三 梓澤和幸弁護士の報告「最高裁判事任命の問題点―その基本構造及び

安倍政権下の問題、改革の方向性」

1 司法官僚が最高裁の司法行政と裁判の

要素所を固めている

梓澤弁護士は、現在の裁判所の組織体制の特徴として、①職業裁判官出身者は間違いなく、最高裁事務総局勤務経験者であり、選抜の基準は外部には一切分らない。②三つの小法廷には、事務総局にあって司法行政を経験した裁判官が配置されている。③人事配置、事件情報の把握、会同等により全国の裁判と裁判官が司法官僚により監視、統制されている。④西川伸一明治大学教授は、職業裁判官「昇進」のヒエラルキーが可視化しているがために、全国の裁判官の中にそのことを

意識せざるを得ない日常を作り出している状況を指摘していることを挙げました。そして梓澤弁護士は、それらは長期にわたって構造的に形成されたものであり、判例の形成と司法行政の方向性を決定的に左右していることに目配りする必要性を指摘しました。

2 政権の最高裁人事への干渉

梓澤弁護士は、加計学園監事の経歴を持つ木澤克之弁護士が最高裁判事に任命されたことについて、判事任命時期（二〇一六年）と加計学園関連の獣医学部設置が認可された時期（二〇一七年一月）の近接性などの事情からみて内閣の政治的な意図がこの判事任命に強く働いていたことは否定できないとし、山口厚東京大学名誉教授の最高裁判事任命が弁護士梓澤を実質的に減少させたことと併せて、三権分立の危機として警鐘を鳴らすべきと主張しました。

3 市民連合・野党共闘に立法提言を

梓澤弁護士は、以上の現状を変革し、任命プロセスの透明化と民主的コントロールを可能にし、内閣独裁への歯止めをかけるために、最高裁判事任命諮問委員会を設置し、最高裁判事候補の経歴、裁判官としての信条を明らかにさせ、公聴会を開くという内容の裁判所法改正を提言しました。そして、この立法提言を市民連合や野党共闘の提言に加えてもらうよう働きかけることを訴えました。

四 周防氏の報告

1 再審法改正を求める

周防氏は、法制審新時代の刑事司法制度特別部会委員の経験を踏まえ、密室での取調べと自白、証拠開示、調書裁判の問題は一部改善が図られたが、取調べへの弁護士立会、検察官による上訴禁止、人質司法、再審法については議論が深まらなかった課題であると述べ、現在、「再審法改正をめぐす市民の会」（二〇一九年五月二〇日結成）で、再審のための全ての証拠開示、検察官の不服申立の禁止、再審における手続の整備を求める活動を行っていることを紹介しました。

2 「権力」を守る筈ではなく、「人権」を守る筈へ

周防氏は、裁判所が検察官（権力）を守る筈になっているのではないかと疑問を呈し、真に人権を守る筈になることを求めました。

五 質疑応答・発言

質疑応答・発言では、多くの参加者から発言がありました。以下では、その一部を紹介します。

日本学術会議任命拒否の当事者である岡田正則早稲田大学教授は、内閣法制局長官等の官僚人事や最高裁判事任命、日本学術会議会員人事は内閣の暴走に対するブレーキの破壊であること、違法なことをしても特権を叩けば支持されるという成功体

験を持つてしまっていることなどを指摘しました。

西川伸一教授は、現在の弁護士出身の最高裁判事が三名とも東京三会出身となっているのはいびつであること、司法行政について司法官僚出身者以外の最高裁判事は不案内であるため最高裁判官会議でも発言を遠慮してしまうのではないかといった指摘をしました。

平松真二郎弁護士は、原発賠償訴訟の上告審において、東京電力が「元最高裁判事・弁護士」の肩書で千葉勝美氏が作成した東電の主張と同旨の意見書を提出したことの問題を報告しました。

白取祐司神奈川大学教授は、フランスで二〇〇〇年代初頭に大規模な冤罪事件が発生した際、議会が調査委員会を設置し、改革立法を実現した例を紹介し、冤罪防止のために国会が果たすべき役割を示唆しました。

六 最後に（感想）

集会は午後一時から午後五時三〇分までという長丁場でしたが、時間の経過を感じさせないほど充実した報告・議論でした。集会の副題にもある最高裁判事任命手続と冤罪防止の制度のいずれにも共通する課題は透明性の確保であり、それは民主主義社会の基盤でもあります。透明性の追求に私たち国民が意識を向けていく必要性を感じた集会でした。

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

2021年 3月21日(日) 福岡

【第52回定時総会】

2021年 6月26日(土)

～27日(日) 岡山

第17回人権研究交流集会 (アクロス福岡)

2021年 3月20日(土) 午後 分科会

3月21日(日) 午前 全体会

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

1月22日(金)10時半～

【修習生委員会】

1月15日(金)10時半～

【広報委員会】

1月25日(月)18時～

▶各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。支部の企画も掲載しています。



新人弁護士を 迎える みなさまへ

▶入会の案内に青法協の紹介リーフレットをご活用ください。オリジナルクリアファイルも販売中!
(注文は本部事務局まで)



▶青法協新人ガイダンス開催

2021年1月27日(水)18時より、NATURACK四谷駅前大会議室で新人ガイダンスを開催いたします。WEBでの参加も可能です。入会を検討中の方も参加できますので、ぜひ、お問い合わせの上、ご参加ください。

会員の みなさまへ 青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

編集後記

▼一日の早さ、一週間の早さ、そして一年過ぎることの早さに驚き嘆く年齢になってしまった。裁判所に行ってもむかしのようなあ

のフレッシュな緊張感がない。いいんだか悪いんだか、おそらく悪いんだろう。▼我が広報委員会の常連メンバーはそろそろ半世紀にも及ぶ精勤ぶりだが首から上は老成せず会議はしばしば自由奔放にあちこち飛び、放談気味に。▼一向に終息の兆しのないコロナ禍で月に一度の広報委員会はZOOMを使つてのリモート会議。日頃『三密』好きで、その上アナログ人間の私は、本部へ通う。人の顔のよく見えない一億総マスクの異様な風景が早く消えることを願うばかり。▼『Go Toトラベル』に便乗したわけではないが、今月号の表紙写真は十一月に新潟県村上市を訪れ、日本海沿いのお幕場公園の「大池」に飛来した白鳥を撮ったもの。早起きの白鳥たちは既にあちこち餌を探し飛び立ったあと。野鳥の写真は自分も野鳥にならないと難しい。(宮本 智)